

園用バス運行管理規程

1. この規程は社会福祉法人八千把福祉会の認定こども園「八千把こども園」及び放課後健全育成事業(学童保育)「八千把こども園ジュニアクラブ」に於いて園児・学童の送迎及び園外保育のために運用する園用バスの運行に関する必要な事項を定め、安全な運用を図ることを目的とする。
2. 利用者は本園に入所している本園園児及び本学童施設の児童とする。
3. 通園バスの運行範囲は八代市内一円とする。ただし、運行経路等の詳細については別に定め、園外保育時の運行範囲、経路等はその都度計画し定める。
4. 通園バスの利用料は本園の運営規程に定め、園外保育時の利用料はその都度計画して定め、予め利用者に周知する。
5. 保護者は通園バスの利用を始めるにあたり、利用申込書を提出しなければならない。また、保護者は通園バス利用に際しての注意文書等を熟読し、バスの安全でスムーズな運行について協力するものとする。
6. 登降園時に於いて、バス乗車(職員への園児の引き渡し)以前またはバス降車(職員からの園児の引き受け)以後の園児の安全管理は保護者またはその委任を受けた18歳以上の者が行い、通常の保護者以外の者が行う場合は、事前に園に連絡するものとする。
7. 通園バスに係わる経費は、利用料、施設会計等をもって充当し、施設会計で経理処理をする。
8. ①バスの運行管理責任者は園長とする。
②運行管理責任者は、バスの運行管理及び乗車する職員・園児・児童の事故防止について責任を負うものとする。
③運行管理責任者は、専任運転手以外の者にバスを運転させてはならない。ただし、特別に必要がある場合はこの限りで無い。
④運行管理責任者は、バスを当法人の園児・児童以外の者に利用させてはならない。ただし、特別に必要がある場合はこの限りで無い。
⑤運行管理責任者は、バス運行に関しては、担当者に命じて、事前に計画し安全を確保するよう計画書を提出させる。

⑥運行管理責任者は、バスの安全な運行のため、専任運転手による毎日の始業点検を命じる他、専門の業者に委託して法定の定期点検整備をしなければならない。

9. ①バスの運転者は、法人が採用した資格を有する専任運転手とする。

②専任運転手は本園の職員として契約書及び就業規則等を遵守しなければならない。

③専任運転手が都合により勤務できない場合は、資格を持ちバスの運転に適格であると運行管理責任者が認めた者に限り勤務させることが出来る。

④運転手の年齢は、原則として70歳以下とする。

10. ①運転手はバスの走行に関して全ての責任を負う。

②運転手は常に健康保持に努め、車両の運転に支障が出ないように努めなければならない。特に運転当日はもとより前日の飲酒により飲酒運転あるいは酒気帯び運転とならないようにしなければならない。体調不良や健康を害している場合、またはアルコールの残留が認められる場合は運行管理責任者にその旨を届け、指示を受けるものとする。

③運転手は、バスの運転にあたり、道路交通法等の関係法令を遵守するほか、次のことに留意しなければならない。

(1)人命尊重を第一とし、譲り合いの精神を持って運転すること。常にあらゆる事態に対応できるよう、余裕を持って運転すること。

(2)運行経路の道路状況および交通状況の情報収集を常に心がける。道路状況等によりやむを得ず運行経路を変更する場合は、安全運転に細心の注意を払うこと。

(3)ハンドル、ブレーキ、その他の車両装置を確実に操作し、無理な運転をすること無く、自己の技能に応じた安全速度で運転すること。

(4)バスを使用中に故障を発見したとき、または異常を感じたときは、速やかに臨機の安全措置を行うこと。

(5)バスを離れるときは、事故及び盗難防止のために必要な措置を行うこと。

(6)毎日運転開始前に始業点検を行ない、「バス日常点検表」、「バス運行前安全チェック表」に記入し、運行管理責任者に提出しなければならない。

(7)運行終了後には、車内及び車体の点検清掃に努めると共に、故障の有無を調べ対応する。

(8)事故が発生したときは、事故の大小・軽重を問わず直ちに運行管理責任者に報告し、事故報告書を提出しなければならない。

11. ①バスの運行にあたっては、園児の乗降補佐及び車内における園児の安全を図るために職員の添乗を必ず行う。

②添乗職員は運転手との連携を図り、安全な運行に努める。例えば、座席への園児の着席確認、後

方の安全確認補佐等の連携作業は声を発し、運転手と呼応して行う

③添乗職員は乗車する園児、乗車しない園児を担当または名簿等により発車前に毎回確認し、その便の利用園児を確実に把握すること。また園児の利用情報は運転手にも伝える。

④園外保育等でバスを使用する場合、引率責任者(添乗職員)は乗車前、降車後にはその都度園児の人数確認を行う。

⑤通園バス送迎時に保護者への連絡事項がある場合は、端的かつ明確に伝える。

⑥万が一、園児を退避させる必要のあるような事故が発生した時は、添乗職員は園児の安全確保を第一に考えて、事故発生時対応マニュアルに則して行動し、園児を安全な場所に退避させる。

⑦運転手および添乗職員は、車内の衛生環境を整え、特に感染症の流行時にはそれに応じた対策を行うこと。

12. ①園長は、災害の発生が予想される時または発生した時、あるいはその他の理由によりバスの運行が困難または不適切と判断したときは、バスの運行を中止するものとする。

②園長は、バス運行の中止を決定した時は、速やかに保護者に連絡するものとする。

③降園時におけるバス運行中止の場合、園児を本園に待機させ、保護者によるお迎えとする。

13. ①園児が乗車してから降車するまでの間に発生した事故については、法人の責任とする。

②園児が乗車するまでの間、または降車した後に発生した事故については、保護者の責任とする。ただし、園外保育等の本園管理下における場合はこの限りではない。

③不測の人身事故及び物損事故に備えて任意保険に加入し、保険金の範囲内で賠償するものとする。

14. この規程を改正する時は、改正内容について事故発生防止委員に意見を求め、理事長が決裁する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。令和4年4月1日改正